

大和市条例等の整備方針に基づく例規等の見直しに関する報告書

(平成20年度：報告書)

〔項目〕

- 1・・・取組みの経緯
- 2・・・3年間の取組み
 - (1)経過について
 - (2)例規の見直しについて
 - 数値、傾向等の分析、課題の抽出等
 - 要綱の見直し
 - 附属機関及び非常勤特別職の位置づけの整理
 - 告示・公告のホームページへの掲載
 - (3)条例の逐条解説の整備
 - (4)審査基準・処分基準・技術基準の抽出
 - (5)教示の再確認
- 3・・・3年間のまとめと今後の取組み

資料一覧

- | | | |
|----|---|--|
| 資料 | 1 | 大和市条例等の整備方針 |
| " | 2 | 所管別見直し一覧表 |
| " | 3 | 条例等の見直しデータ一覧表 |
| " | 4 | 要綱の告示の実績 |
| " | 5 | 非常勤特別職の設置根拠見直しの実績 |
| " | 6 | 条例の逐条解説の掲載実績 |
| " | 7 | 大和市許認可等の標準処理期間に関する規程(案) |
| " | 8 | 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成20年大和市規則第69号) |
| " | 9 | 大和市条例等の整備方針及び例規制定改廃事務に関する規程(案) |

1 取組みの経緯

これまでは、自治体法務は受身的な活動であり、法令の規定を国の解釈（通知等）に従って忠実に実行し、法令上、条例化・規則化が求められた場合にその形式の制定を行うという対応が多かった。これは、国の策定した政策を国の指示どおりに実行する役割を担ってきた自治体運営そのものによるところが大きいものであった。

そのような中、平成 12 年にいわゆる「地方分権一括法」が施行された。これを機に、地方分権時代が到来し、自治体の法務の可能性が拡大したとともに、自治体の自己決定・自己責任で多様な行政課題を解決しなければならなくなった。これを踏まえ、政策の実施に当たり条例等を政策実現の一手段とするために、どのような事項をどの制定形式に位置づけるのか、という基本的な考え方や基準を整理するため、本市では平成 18 年 2 月に「大和市条例等の整備方針」（資料 1。以下「整備方針」という。）を定めた。

本事業は、整備方針に基づき、本市の施策がどのような法的根拠に基づいて行われているのかを再確認し、市民への情報提供と、行政のコンプライアンスの観点から、事務の根拠となる規範を適切な法形式に位置づけるよう見直し、公表していくもので、平成 18～20 年度の 3 年計画で行ったものである。この報告書では、各取組みについて、項目ごとに説明する。

2 3 年間の取組み

（1）経過について

整備方針に基づく取組みは、各年度、以下のように行った。（括弧内は主要な成果）

平成 18 年度からの取組み

例規等の見直しについて	（要綱の告示の本数：210 本）	p.3、2 - （2）
告示・公告のホームページへの掲載	（ホームページ掲載件数：1,126 本）	p.8、2 - （2）
条例の逐条解説	（ホームページ掲載件数：74 本）	p.8、2 - （3）

平成 19 年度からの取組み

審査基準・処分基準・技術基準の抽出

（「（仮）大和市許認可等の標準処理期間に関する規程」の制定により審査基準と標準処理期間の公表）

p.9 2 - （4）

附属機関及び非常勤特別職の位置づけの整理（非常勤特別職の設置規則：41 本制定）

p.6、2 - （2）

平成 20 年度からの取組み

教示の再確認

（「行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則」の制定）

p.10、2 - （5）

3 年間のまとめ

（「（仮）大和市条例等の整備方針及び例規制定改廃事務に関する規程」の制定）

p.11、3

(2) 例規等の見直しについて

数値の分析、課題の抽出

まず、18年度当初に、庁内の各課ごとに所管する条例、規則、要綱、基準、要領、内規等(以下「例規等」という。)を全て記入した「所管別見直し一覧表」(資料2)を作成した。各課の例規等について、制定形式や、見直し作業の進捗状況等がわかるものであり、これに、整備方針に照らした各制定形式の見直しや、そのスケジュール等を記入し、各部課とのヒアリング等により調整を行った上で、毎年更新している。その記載に基づき、例規等の本数や見直し予定等の数値についてデータ集計を行った。

その結果としては、表1及び「条例等の見直しデータ一覧表(資料3)」のとおりである。平成18年6月1日現在の本市の例規等全ての制定形式を合わせると1,612本であった。要綱、それも告示していないものが最も多く、549本で35%を占めた(告示しているものは31本)。次いで規則と要領が246本の同数で15%、条例は158本で、9%であった。

これを整備方針に照らして見直した結果、全体の約6割に当たる946本が、新規制定や廃止を含む何らかの変更を伴う作業の対象となった。中でも全体の約4割を占める635本が形式変更を行うこととなった(「形式変更」とは、要綱 条例、要綱 要領のように、制定形式を変更するものをいう)。

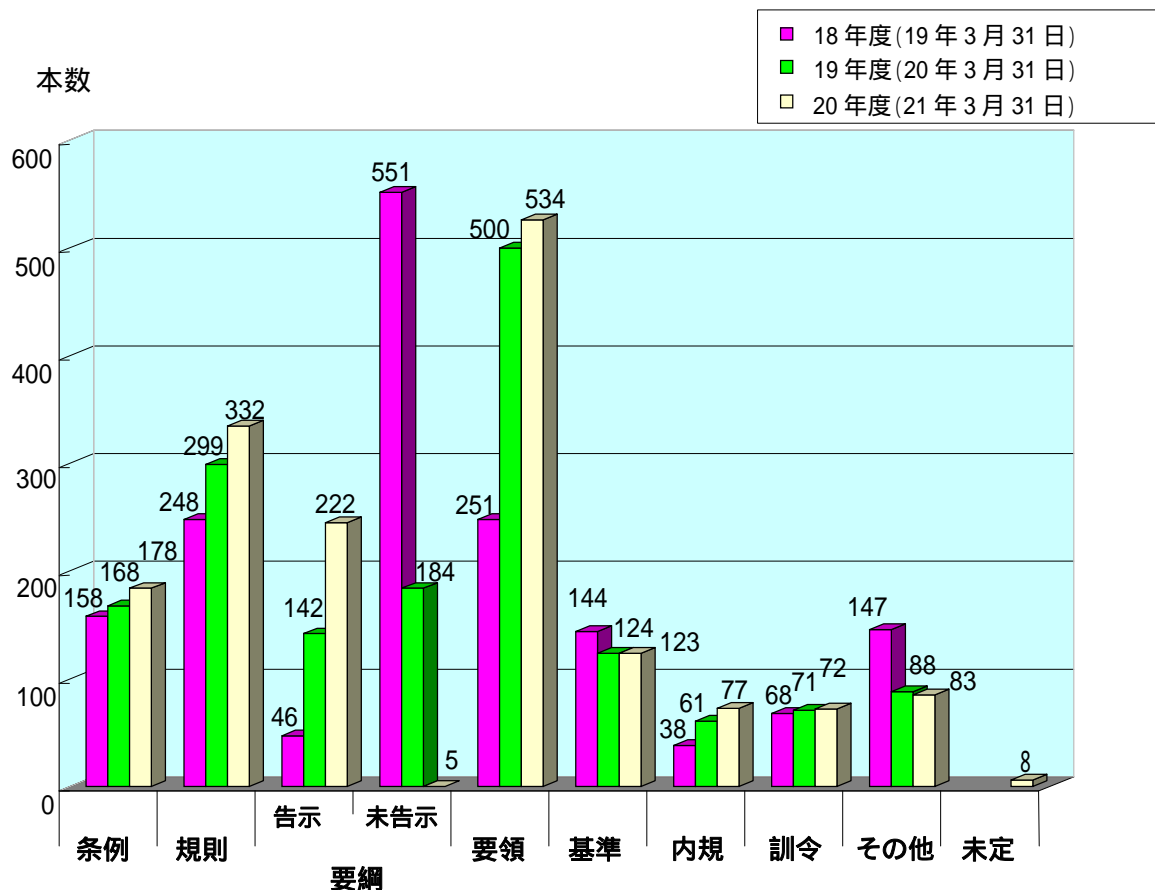
この3年間における見直しにより、全体の本数は1,634本となり(平成21年3月末現在)見直し前と比べると微増であった。内訳としては、条例が20本増えて178本、規則は86本増えて332本、要綱は告示していないものも含めると227本で、見直し前と比較して353本減ったことになる。また、要領は倍以上の534本(288本増)に、基準、訓令はほぼ横ばいであった(表1参照)。

表1 例規等の見直し前後の比較表

(単位:本)

	合計	条例	規則	要綱		要領	基準	内規	訓令	その他	未定
				告示	未告示						
見直し前 (H18.6.1)	1 6 1 2 (100%)	1 5 8 (9%)	2 4 6 (15%)	5 8 0 (35%)		2 4 6 (15%)	1 3 3 (7%)	3 9 (2%)	6 8 (3%)	1 4 2 (8%)	0
				3 1 (2%)	5 4 9 (34%)						
18年度末 (H19.3.31)	1 6 5 1	1 5 8	2 4 8	4 6	5 5 1	2 5 1	1 4 4	3 8	6 8	1 4 7	0
19年度末 (H20.3.31)	1 6 3 7	1 6 8	2 9 9	1 4 2	1 8 4	5 0 0	1 2 4	6 1	7 1	8 8	0
20年度末 (H21.3.31)	1 6 3 4 (100%)	1 7 8 (11%)	3 3 2 (20%)	2 2 7 (14%)		5 3 4 (33%)	1 2 3 (7%)	7 7 (5%)	7 2 (4%)	8 3 (5%)	8 (1%)
				2 2 2 (13%)	5 (1%)						

表1のイメージ(見直し前後の比較)



要綱の見直し

前述の見直し一覧表を基に、庁内各課とともに、平成 18 - 20 年度の 3 か年で計画的に見直し作業を進めたが、作業の大きな狙いは、「要綱の見直し」であった。

行政の内部規定である『要綱』による行政指導は、高度成長期である昭和 40 年代に都市の乱開発に対する規制法の不備を補うものとして端を発したが、徐々に行き過ぎた指導になっていったものを、昭和 58 年に国が「宅地開発等指導要綱に関する措置方針」において是正を図った経緯がある。

また、行政指導に従わないことで建築確認申請に対する処分を保留したことの不当性について争われた事件の最高裁判例（昭和 60 年 7 月 16 日第 3 小法廷判決）では、「(相手方の) 任意の協力・服従のもとに行政指導が行われていることに基づく事実上の措置にとどまるものである」とし、「受忍を強いることは許されない」としている（ただ、同判決は、「(要綱による行政指導は) 違法な措置であるとまではいえない。」とし、要綱による行政指導それ自体は認める見解をとっている）。

このように、法的拘束力のない要綱行政についての問題は自治体にとって積年の課題ともいうべきものであった。本市では、これまでも平成 14 年に要綱等の状況についての調査・検討を全庁的に行うなど、この問題について取り組んだ経緯もある。

整備方針では、柔軟性・機動性ある行政運営の手法としての要綱の利点は生かしつつも、要綱行政による不明確な部分を解消することを目指し、条例化・規則化すべき事項を明確にした上で、要綱を制定できる要件を次の6つ（当初は5つ）に限定した。

参考：要綱の整備方針

要綱の形式によるものは、次のものに限ることとする。

条例の整備方針 の任意的条例事項に該当する場合であっても、新たに行う事業の初期段階として試行的に行う場合（3年を目途とする。）

個別的事業（イベント的なもの）の実施について定めているもの

市民がメンバー（非常勤特別職にするものは除く。）に入っている組織の設置について定めているもの

補助金、交付金、利子補給、物品給付等市民への助成施策の細目を定めているもの

法令を補完する行政需要的対応が必要な場合であると判断されるもの

条例又は規則により定める事項には該当しないが、市民に広く周知すべきと判断されるもの

要綱は、告示を行うものとする。

また、これまで告示していない要綱については各部内の決裁で制定改廃していたが、例規主管課と条文の内容について協議し、再度内容や必要性を精査した上で、市長決裁を経て告示し、さらに透明性を高めるため、条例・規則や訓令等と同様に、例規集に収録（ホームページで公表）することとした。

以上の方針にのっとり、要綱について、告示するか、他の法形式にすべきものや廃止すべきものなどに、整理した。これにより、18年6月現在580本あった要綱は、21年3月末時点で245本となっている（表2）

表2 要綱の見直し（要綱の告示の実績については、資料4）

	18年6月（見直し前）	19年度末	20年度末（見直し後）
未告示要綱	551本	184本	5本
告示要綱	31本	142本	222本
要綱全体	580本	326本	227本

見直し後の要綱の分類では「補助金等の助成施策の細目」に該当するものが一番多く、172本となっている。次いで「市民がメンバーに入っている組織の設置」が24本となっており、その他では、 が15本、 が14本、 が4本、 が2本となっている（表3）

表3 見直し後の要綱の分類（本数）

要綱（任意的条例事項の初期段階で試行的に実施する事業）	14本
要綱（イベント等個別的事業の実施）	5本
要綱（市民がメンバーに入っている組織の設置）	24本
要綱（補助金等市民や事業者への助成施策の細目）	172本
要綱（法令を補完するもの）	15本
要綱（～以外で特に公表が必要なもの）	2本

整備方針に基づいて、要綱から条例等他の制定形式に変更したものの例としては、大和市開発事業の手續及び基準に関する条例（行政指導の根拠「大和市街づくり指導要綱」の条例化）、大和市放課後児童クラブ事業条例（手数料徴収について規定していた「大和市放課後児童健全育成事業実施要綱」の条例化）、大和市資源分別回収事業実施規則（事業の根拠を明確にするもの。「大和市資源分別回収実施要綱」の規則化）、大和市粗大ふれあい収集実施規則（同様の趣旨で「大和市ふれあい収集実施要綱」の規則化）、「延長保育事業要綱」と「一時的保育事業要綱」の大和市保育の実施に関する条例施行規則への位置づけ（負担金徴収について、児童福祉法の保育として位置づけたもの）などがある。

その他、事業や施策及び行政の内部事務マニュアル的な内容を規定していた要綱は、再度内容を精査した上、大部分を「要領」に形式変更した。これにより要領の本数は、見直し前（H18.6.1）の246本から、534本へと大幅に増えている。

附属機関及び非常勤特別職の位置づけの整理

附属機関の整理について

各課の条例等を整理する中で浮かび上がった課題として、附属機関や非常勤特別職の設置根拠を定めるものの制定形式にバラつきがあることが挙げられた。

市町村長の諮問機関として、審議会等を設置する場合、法令でその設置が求められている場合以外で、市町村が任意に設置する附属機関については、本来、条例に基づかなければ設置できないものである（地方自治法第138条の4第3項）。附属機関を要綱や内規等で設置した場合、市長の私的諮問機関という位置づけになるが、その機関の構成員（委員）に対して費用弁償（報酬）の支出をすることについては、法的な疑義があり、住民監査から訴訟に発展した自治体もある（越谷市、若宮町（福岡県；現・宮若市）、名古屋市など）。

参考：「附属機関」の根拠等

地方自治法第138条の4第3項

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

上記埼玉県越谷市の裁判例からの抜粋

法（地方自治法第138条の4第3項）の規定にいう「附属機関」とは、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わないものであり、また、そこにいう「審査」とは、特定の事項について判定ないし結論を導き出すために内容を調べること、「諮問」とは、特定の事項について意見を求めることを指す比較的広い外延を有する概念である。

更に、この規定は、附属機関は法律又は条例の定めるところにより設置することを要し、地方公共団体の長のそれより下位の行政の内部規律、例えば決裁により制定される要綱などで設置することを許さない趣旨を含むものと解される。附属機関の設置は、法令に特別の定めがない限り、各執行機関において規則、規程その他の内部規律に基づいて任意に行うことができるものとされていた従来の取扱いを改め、今後は、行政組織の一環をなす附属機関の設置は、すべて条例に定めなければならないこととする趣旨で、本条が新設された経緯（昭和27年8月法律第306号）からみても、このように解するのが相当である。

そこで、本市において、実態として附属機関としての機能を有している審議会等や、専門家や市民の意見を反映するための組織として機能しているものなど、法律、条例に基づかない任意の組織の位置づけの整理を検討課題とした。

整備方針では、「附属機関に類するもの」については、前述の要綱の整備方針「市民がメンバー（非常勤特別職にするものは除く。）に入っている組織の設置について定めているもの」に該当するものとして、位置づけた。

附属機関については、平成21年3月現在で19ある「附属機関に類するもの」や、既存の38の附属機関も含め、設置目的や活動状況を踏まえて必要性を再確認するため、企画部（現・政策部）行政改革推進課や分権強化推進担当（現・政策総務課）を中心に、庁内で検討している。

参考：「附属機関に類するもの」

大和市市民参加推進条例第2条第4号

(4) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)及びこれに類するもの(以下「附属機関に類するもの」という。)をいう。

大和市市民参加推進条例施行規則第2条

第2条 条例第2条第4号に規定する附属機関に類するものは、執行機関が市政への専門知識の導入、市民意見の反映等を目的として要綱等により設置する合議制の組織であって、臨時に設置するもの又は委員に報酬等を支給しないものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 主に関係者の連絡調整又は研修を目的とするもの
- (2) 行政機関の職員のみで構成されるもの

非常勤特別職の設置根拠の整理について

整備方針では、非常勤特別職の設置根拠について、規則で定める事項としている（規則の整備方針「非常勤特別職の設置を定めているもの」）。

行政立法である規則以上で設置根拠を定めるというルールを確立することで、当該非常勤特別職の必要性を改めて精査するとともに、設置根拠を明示することで広く説明責任を果たすという考え方である。

参考：「非常勤特別職」の根拠等

地方自治法第180条の5第5項

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

地方自治法第202条の3第2項

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

地方公務員法第3条第3項（抜粋）

特別職は、次に掲げる職とする。

- 1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 2 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 3 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 5 非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法第203条の2

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

非常勤特別職については、報酬や費用弁償の支払の根拠については、地方自治法第 203 条の 2 により条例で定めるものとされており、これを受けて、本市では大和市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例、同施行規則に規定されている。

ただ、設置根拠については、それぞれ法令、条例、規則、要綱、要領によっており、また、附属機関等と同様、設置根拠のないものも散見された。このうち、個人の職で、要綱や要領で設置されているもの、設置根拠のないものについては、既存の条文の規定の整理、勤務の実情や必要性の再確認を行い、廃止するものを除いて、規則以上で設置根拠を定めることとした（附属機関等の組織に属する職については、前記の附属機関等の見直しとともに行う。）

これにより、18 年 12 月の時点で設置根拠が要綱や要領であった 32 の職、設置根拠のなかった 23 の職については、21 年 3 月末までに全て規則化した（見直しの実績は、資料 5）

告示・公告のホームページへの掲載

本市では、告示・公告や、条例、規則及び規程の公布については、大和市公告式条例及び大和市公告式規則に基づいて、掲示場に掲示するという形で行っており、国の官報や、県の神奈川県公報に該当するものは本市では発行していない。

そのため、要綱の見直しとも関連するが、告示等の情報をインターネットで得られるよう、平成 18 年度から告示・公告の内容（軽易なもの、個人情報に係るものを除く。）を掲載することとした。

【参考：告示と公告のホームページ掲載数】

平成 18 年度	・・・	329 件
平成 19 年度	・・・	408 件
平成 20 年度	・・・	389 件

また、平成 19 年度からは、新たに公布した条例と規則について、市のホームページに独立して掲載している。これは、現在ホームページに掲載している例規集（例規検索システム）は、加除修正に一定の時間を要するため、公布又は公表された条例等をいち早くホームページに掲載することで、「最新の条例等がわからない」という不便の解消を図ったものである。

（ 3 ） 条例の逐条解説の整備

条例は、自治体の自治立法権に基づき制定する法規の 1 つであり、その性質は主に「権利義務に関するもの」、「行政の内部的事項に関するもの」の 2 つに分類される。

条例の文言は、法規という性質上、専門的な言葉の使用や用語の意味の固定した表現方法とならざるを得ないが、それによって、市民の権利利益や義務履行に密接に関連しているにもかかわらず、その内容は市民にとってわかりにくい場合が多い。

また、これまでも市民参加によりつくられた条例（自治基本条例、市民活動推進条例など）については、策定作業のなかで逐条解説が作成、公表されてきた。それ以外でも、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例については、職員が業務を進める上でのマニュアルとして、解説（解釈、運用の基準）が作成され、活用されてきた経緯もある。

そこで、広く市民に条例の趣旨・目的を伝えるため、主に「権利義務に関する」条例の規定内容から、条ごとに簡単な表現で解説することによって、わかりやすい情報の公開を目指すこととした。(掲載した条例の逐条解説は、資料6)

【参考：条例の逐条解説のホームページへの掲載数】

平成18年度・・・9本

平成19年度・・・40本

平成20年度・・・25本

(4) 審査基準・処分基準・技術基準の抽出

行政による処分や決定のよりどころとなる「基準」のうち、許認可や不利益処分といった市民の権利利益に密接に関連する、いわゆる「審査基準」「処分基準」は、行政手続法や大和市行政手続条例において、公表することとされている。

従来、許認可等の処分を行う行政庁の内部規範にとどまることが多かったが、広く市民公表することで、申請をしようとする者が許認可等を受けることができるかどうか、また、どのような基準で不利益処分を受けるのかについて、一定の予見可能性を得るとともに、行政庁の判断過程の透明性が向上することとなる。

参考：「審査基準・処分基準」の根拠法令

行政手続法（抜粋）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- 3 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)をを求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきとされているものをいう。
- 4 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分
ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
ニ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの
- 8 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。
ロ 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)
- ハ 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

(審査基準)

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(処分の基準)

第12条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

この中で、申請に対する許認可等の処分は市民の権利行使に対する応答であるから、申請の処理期間についても行政庁は当該期間に関する一定の目安を持った上で、その迅速かつ公平な処理を図るべきとされる。この目安が、いわゆる「標準処理期間」である。

「技術基準」は、直接これにより上記の許認可等や不利益処分といった行政処分を行うものではないが、ある行政目的のために必要な客観的要件を設定するものである。

この取り組みでは、各課の所管する法令、例規等から、基準の抽出を行うこととした。まず、19年度は、公布・公表がなされていない基準や要領から、20年度は、それ以外の条例、規則、要綱、また、事務に係る法令等も含めて庁内各課において抽出作業を行った（表4）。

表4 各基準の本数

	処分（技術基準は事務）の本数
許認可等の行政処分（審査基準）	373
不利益処分（処分基準）	135
客観的基準を設けている事務（技術基準）	99

複数の制定形式による基準が1つの処分の根拠となっているものが多いため、本数は当該行政処分（技術基準は、当該事務）を単位として集計している。

また、このうち、審査基準については、全ての標準処理期間について見直し、ないものについては原則として全て設定することとした（資料7の別表）。

今後、この審査基準及び標準処理期間については、平成21年4月以降の新組織による各所管課を確認した上で「（仮）大和市許認可等の標準処理期間に関する規程」として規範化及び公表する。処分基準、技術基準についても、法令の趣旨に鑑み、同様に公表していくものである。

「（仮）大和市許認可等の標準処理期間に関する規程」（案）は、資料7（別表において、処分の根拠と標準処理期間を設定）

（5）教示の再確認 ～教示の規則化、現行法への適切な対応～

「教示」とは、事後手続（救済）として処分の相手方たる住民が、当該処分に対して行政不服審査法による不服申立てや行政事件訴訟法による訴訟提起ができるよう、適切な情報を提供する義務を処分者（行政側）に負わせたものである。

平成17年4月に改正行政事件訴訟法が施行され、行政処分に対する訴訟要件が大幅に緩和された。そして、これまでの行政不服審査法に加え、行政事件訴訟法による教示が義務付けられた（この当時、総務課政策法制担当では、庁内に周知し、書式等の教示を整備した。）。また、近年庁内全般に異議申立てや審査請求といった不服申立てがなされている傾向がある。市民が不服申立ての制度を窓口で確認するケースも増加している。

そこで、平成20年6月に「行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則」（以下「規則」という。）を制定し、（4）の行政処分の基準の抽出とも密接に関連する教示の再確認を行うこととした。

具体的には、庁内各課において、行政処分に書式があれば、それに教示があるかどうか、次にその教示が当該処分の法的根拠と規則の例文に照らして適正であるかのチェックを行い、書式や教示がないものについては、当該処分にどのような教示を付すべきかを検証した。

その結果として、まず市民に対する行政処分を日常的に行っている部・課では、書式や教示についても備えている傾向にあった。そうでない部・課では、そもそも処分の書式を定めていない場合が多いことが判明した。

【参考：行政処分の書式に教示を既に付している数が10本以上あった部】

保健福祉部・・・書式121本中 教示114本

都市部・・・・書式73本中 教示57本

土木部・・・・書式15本中 教示10本

この取組みの意義は大きくは2点である。

まず1点目は、教示の制度を確実に履行する必要性である。各課の事務（処分）の根拠と、それに対する不服申立てや取消訴訟の手続を確認することで、これらの手続について、市民に対し、適切な情報を提供することができるようにするものである。

2点目としては、今後、行政不服審査法の全部改正が予定されているが（平成22年度中の予定）現行の制度を確実に履行し、その意義を再確認することで、新制度の施行時にスムーズに対応できるよう備えるものである。

「行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則」は、資料8

3 3年間のまとめと今後の取組み

審査基準及び標準処理期間の規範化と教示について

今後については、2 - (4)でも述べたが、審査基準と標準処理期間については、「(仮)大和市許認可等の標準処理期間に関する規程」として制定、公表することで、さらなる透明性を図る。これは、今後各基準の根拠となる法令や例規の改正、新しい許認可の事務に対応して改正をしていくものとする。

また、行政不服審査法の改正に合わせ「行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則」を改正することで、行政処分に係る教示を適切なものへと対応できるようにする。

条例等の整備方針の規範化

全庁的な協力により平成18年度から具体的な取組みを行ってきた本事業であるが、3年間で一つの区切りとなる。スタート時は、この取組みの意義への理解について、庁内でも相当な温度差があった。しかし、庁内各課のそれぞれの事務の法的意義や法的に適正かということについて見直すことにより、職員の法務に対する意識も向上し、条例等の整理も進んだものである。この3年間で、整備方針の意義は庁内のかかなり浸透している。これまでの取組みの成果を無駄にすることなく、庁内的なルールとして位置づけることが必要である。

そこで、「(仮)大和市条例等の整備方針及び例規制定改廃事務に関する規程(案)」を制定することとした。整備方針それ自体を規範化し、また、例規等制定改廃事務の流れについても盛り込むことで、庁内的な例規整備のよりどころとするものである。

「(仮)大和市条例等の整備方針及び例規制定改廃事務に関する規程(案)」は、資料9

これに基づき、これまでの「所管別見直し一覧表」を新組織の事務の配分に合わせ、形式も見直した上で、毎年最新のものにし、年1回を目途に公表していく。各課の所管する条例等の一覧表として、より役立つことを目指すものである。また、条例の逐条解説についても継続して充実させていくこととする。

地方分権が進展する中、今後も、条例等について市民へのわかりやすい情報提供を行い、職員の法務能力の向上のために役立つ取組みを進めていく。

以 上